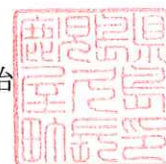


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 28 年 9 月 29 日

屋久島町長 荒木 耕治



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
 榑川集落
2. 協議の結果を取りまとめた年月日（検討会開催日）
 平成 28 年 9 月 16 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
 2 経営体
 法人 0 経営体
 個人 2 経営体
 集落営農 0 組織
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
 担い手はいるが十分ではない。
5. 農地中間管理機構の活用方針
 ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 ・借り手を見つけることができない場合は農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
 ・農地の流動化を行い、新規就農者等の確保に努め、遊休農地の解消を進める。